

「低所得高齢単身女性に関する政策・制度要求」

2017年度 取組み地方退連 13地方退連（2016年は10地方退連）

北海道、宮城、福島、新潟、茨城、千葉、神奈川、山梨、岐阜、鳥取、徳島、愛媛、長崎

県名	要求内容	回答内容
北海道	1. 安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるようにすること	<p>○「身元保証等高齢者サポートサービス」の利用に伴う契約上のトラブルが起きた場合は、最寄りの消費生活センターに相談願う。</p> <p>市町村における地域包括ケアシステムの中心的役割を果たす地域包括ケアセンターの機能強化に努める。</p>
	2. 高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所できるようにすること	<p>○入院関係については、医療相談等により、入院の手続きにおいて身元保証人等を強く求められるなどの行き過ぎた対応の事例を把握した場合は、病院等を所管している保健所において医療法に基づく立ち入り検査等の機会を通じ、必要に応じて指導する。</p> <p>施設入所関係については、介護保険施設は、国及び道が定める運営基準において、正当な理由がなくサービスの提供を拒んではならないとされており、法令上は身元保証人等を求める規定はないことから、身元保証人等がないことをもってサービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。また、実施指導においても、正当な理由なくサービス提供を拒否することのないよう指導している。</p>
	3. 安心して暮らせる居住の場を確保すること	<p>○北海道内のすべての市町村において、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する公営住宅を供給しており、道でも市町村の補完的役割として全道各地で道営住宅を供給している。</p> <p>地域包括支援センターの機能強化については、センター職</p>

		員の資質向上を目的とした研修会の開催、取組み状況の情報交換など行っている。
	4. 認知症患者及び家族が安心して暮らせる生活支援を推進すること	○全ての市町村で2018年4月までに認知症の早期診断・早期対応を担う「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」の設置について市町村が着実に実施できるよう支援を行っている。
	5. 生活困窮者自立支援法の実効性を高めること	○道内14ヶ所に生活困窮者の相談窓口を設置し、様々な相談に応ずるなど、生活困窮者の自立に向けた支援に努めている。また、相談窓口の支援員の資質向上、先駆的な取組み事例を参考にするなど、支援体制づくりを充実していく。
	6. 社会的孤立や孤独死の防止について	○市町村、民生委員、町内会、電気・ガスなどのライフライン事業者、新聞販売店等で構成する「地域での見守り活動連携会議」を設置し、道内の孤立死の状況や市町村の取組みなど情報の共有を図っている。また、市町村では、道のマニュアルに基づき、地域における見守りのためのネットワーク構築による体制づくりを進めている。
	7. 移動困難者の対策をはかること	○道では、2014年3月、道の交通政策の指針である「北海道交通ネットワーク総合ビジョン」の改訂に当たり、「人口減少や高齢化の進行に対応する地域交通の確保」を重点的に取組む課題の一つとして位置づけコミュニティバス、デマンドバスの導入など市町村における様々な取組みを支援している。今後も必要な予算の確保等生活交通路線の維持・確保に努める。

県名	要求内容	回答内容
愛媛 松山市	1. 安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるようにすること	○消費生活センター(市民相談課)では、市民から寄せられた事業者に対する苦情・相談に対し、専門の相談員を配置し問題解決に向け相談に応じている。相談時に収集した情報は、全国消費生活情報ネットワークシステムに登録して情報をもとに悪質業者に対して国、都道府県、市町村が一体となって被害防止に取り組んでいる。
	2. 高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所できるようにすること	○本市では、介護保険施設の実地指導の際に、正当な理由なくサービスの提供を拒んでないか確認している。ホームページ等でも周知を行っており引き続き周知を図る。
	3. 安心して暮らせる居住の場を確保すること	○低所得高齢単身者の世帯に入居の優先枠を確保して抽選を行っている。また、優先枠による抽選に外れた場合にも、一般世帯を対象とした抽選に参加できるようにしている。さらに一部の団地を対象とした随時募集を今年度から実施している。市営住宅では、今年度から補充入居者の募集を年1回から3回に拡大している。
	4. 認知症患者及び家族が安心して暮らせる生活支援を推進すること	○松山市では、2017年度から各地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員を配置し、認知症の高齢者やその家族の支援に努めている。また、「認知症高齢者見守り・SOSネットワーク」を構築したほか、認知症サポーター養成講座の開催や、認知症ケアパスの普及に取り組んでいる。賠償責任についても、その対

		策を他の自治体の先進事例を調査研究するとともに、必要に応じて国に要望していく。
	5. 生活困窮者自立支援法の実効性を高めること	○松山市では、「生活困窮者自立相談支援窓口」に配置する就労支援を1名増員し、既存の「就労支援」に加えて、就労に向けた前段階からの支援を行う「就労準備支援事業」を新たに実施するなど、生活困窮者への支援体制や支援内容の充実を図っている。
	6. 社会的孤立や孤独死の防止について	○松山市では、民生・児童委員や地域包括支援センターによる高齢者世帯の日常の実態や福祉ニーズの把握に加え、民間業者に協力を頂き、見守りの範囲を広げて異変をいち早く察知し、高齢者や障がい者などの方々の安全・安心の確保と孤独死を防ぐことを目的として「松山市見守りネットワーク」で金融機関、電気、ガス、郵便や宅配など24事業者と協定を結び、業務の中で数日分の新聞や郵便物がたまっているなど異変を察知した場合に連絡がとれる体制を整えている。
	7. 移動困難者の対策をはかること	○松山市では、「松山市立地適正化及び交通網形成検討協議会」また、協議会内に設置した「公共交通利用促進検討部会」で、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築を目指す「地域公共交通網形成計画」の策定や、公共交通の利便性の向上を図り、公共交通利用者の減少に歯止めをかけ、公共交通の維持・確保に努める施策等を検討している。

県名	要 求 内 容	回 答 内 容
鳥取	1. 安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるようにすること	○消費者委員会からの建議を受け、消費者庁は厚生労働省と協力して身元保証等高齢者サポート事業の実態調査を実施し、その調査結果を踏まえた対応について国が検討することになっている。調査結果が取りまとめられる予定であるから、その結果により県から国への要望等を検討したい。また、県には、身元保証会社に関する相談が2016年4月から2017年11月までに1件寄せられている。
	2. 高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所できるようにすること	○医療機関・介護保険施設の入院・入所において、身元保証人の有無によって入院・入所を拒否することは、医師法第19条及び「指定介護老人福祉施設の人員・設備及び運営に関する基準」に定める正当な理由に該当しないことを、機会をとらえて施設等へ周知していきたい。
	3. 安心して暮らせる居住の場を確保すること	○本県では、高齢者及び低所得者等が県営住宅に入居しやすくなるよう優先入居制度を実施している。 県営住宅の入居時には、原則として連帯保証人1名が必要だが、65歳以上の方等については、連帯保証人を免除できることとしている。
	4. 認知症患者及び家族が安心して暮らせる生活支援を推進すること	○県は、引き続きチームの要となる認知症サポート医の養成や認知症地域支援推進員研修の受講支援を行いながら、集中支援チームの配置等が確実に実施されるよう必要な助言・調整等を図っていく。

	<p>5. 生活困窮者自立支援法の実効性を高めること</p>	<p>○来年度以降に予定されている生活困窮者自立支援制度の相談支援の見直しを踏まえて、事業の実効性が一層高まるように、引き続き鳥取県社会福祉協議会と連携して、実施自治体へのサポートの充実を図っていく。</p>
	<p>6. 社会的孤立や孤独死の防止について</p>	<p>○住民同士による支えあい活動や民間事業者等との連携した取組みを引き続き支援するとともに、国予算で活用可能なメニューを各市町村に紹介等を行うことで、地域住民主体の見守りや気づきといった課題発見や、地域住民と専門職、支援機関、民間事業者等の円滑な連携及び意思疎通の場を設けるなど、各市町村の地域の実情に応じた体制の整備を促進する。また、市町村は、介護予防・生活支援サービスの提供にあたって、生活支援コーディネーター（支え合い推進員）を配置し、協議体を設置して担い手の育成など資源開発を進めている。</p>
	<p>7. 移動困難者の対策をはかること</p>	<p>○県では、路線バス、市町村有償運送、交通空白地有償運送、乗合タクシーなど生活交通確保に関する様々な市町村等の取組みに対して、運行費用を助成している。2015年からは県主導で、圏域毎に地域公共交通活性化協議会を設置するとともに、地域公共交通網形成計画の策定を進めている。また、鳥取県と日本財団の共同プロジェクトにより、誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザインタクシー」の導入を進めており、本年度中に200台が導入される予定。</p>

県名	要求内容	回答内容
神奈川県 横浜市	1. 安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるようにすること	○「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」により現在、国（消費者庁、厚生労働省、国土交通省）で検討が行われているため、今後の国の動向を注視して対応を図っていく。
	2. 高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所できるようにすること	○介護保険施設のサービス提供拒否者については、条例等に則り、適切に指導する。
	3. 安心して暮らせる居住の場を確保すること	○市営住宅については、低額所得者世帯、高齢者世帯の方に対して、公募の際に当選率の優遇を行っている。今後も住宅に困窮している方に市営住宅を的確に提供できるよう高齢単身者が申し込める住宅を拡大するなど取り組む。横浜市では、家賃等の支払い能力があるにもかかわらず、連帯保証人がいないことから、民間賃貸住宅に入居しにくい高齢者、障がい者、外国人等の方を対象に、協定保証会社と登記不動産店を紹介し入居支援を行う「民間住宅あんしん入居事業」を行っている。また、国の新たな住宅セーフティネット制度に取り組む中で居住支援策についても検討していく。
	4. 認知症患者及び家族が安心して暮らせる生活支援を推進すること	○新オレンジプランに基づき、認知症初期集中支援チームは、27年度2区、28年度6区、29年度4区に設置している。1区1チームの設置を目指し、また、認知症地域支援推進員は2012年度から設置している。認知症サポーター養成数

		<p>は約 22 万人になる。今後も「認知症サポーター」を養成していく。賠償責任については、家族の精神的、経済的負担等課題であると認識している。個人の賠償責任を保証する制度については、国や他都市の動向を注視していく。</p>
	5. 生活困窮者自立支援法の実効性を高めること	<p>○相談者の状況に応じた支援の強化に向け、様々な関係機関や社会資源との連携を図りながら、自立に向けた支援に取り組む。</p>
	6. 社会的孤立や孤独死の防止について	<p>○地域における見守り体制構築に向けて、2008 年度から地域の見守りネットワーク構築支援事業を実施してきた。これまで 25 地区に対して、自主的な見守り活動や、拠点運営費等の助成を行い、地域における人材養成、発掘の支援を行っており、2018 年度も継続して取り組む。また、地域における孤立及び孤立死対策として 2012 年度からライフライン事業者、新聞販売店等に協力を依頼し、日ごろの業務を通じて、地域住民に異変があったと判断される場合は区役所、警察等に速やかに連絡するようになっている。これは、介護や福祉のサービスに結びついていない方々や、これまで福祉保健の支援が行き届かなかった方々の見守りの一環として、大きな役割を果たしている。</p>
	7. 移動困難者の対策をはかること	<p>○路線バスの維持・充実支援やタクシーサービスの活性化、地域住民や NPO 等多様な主体による交通サービスの実現に向け、関係者と連携し、移動手段の確保を目指す。</p>

県名	要求内容	回答内容
福島	1. 安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるようにすること	
	2. 高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所できるようにすること	
	3. 安心して暮らせる居住の場を確保すること	<p>○県営住宅においては、高齢者等の優先入居、既存県営住宅の段差解消や手摺り設置等のバリアフリー化を推進している。また、持ち家住宅に対しては、市町村や福島県耐震化・リフォーム等推進協議会と連携し、悪質リフォーム被害の防止やバリアフリー改修のための相談窓口の設置、改修費補助を実施している。</p>
	4. 認知症患者及び家族が安心して暮らせる生活支援を推進すること	<p>○認知症などにより、日常生活を営むのに支障がある方が自立した生活を送れるよう、適切な福祉サービスの利用手続の援助や金銭管理等のサービス経費を県社協に補助する「日常生活自立支援事業」を行っている。</p>
	5. 生活困窮者自立支援法の実効性を高めること	<p>○生活保護制度は、憲法第25条に規定されている生存権の補償を具体的に実現するための制度であり、国がその困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障する制度でもある。</p> <p>県内各福祉事務所では、生活困窮者の権利を保障するために、生活相談や生活保護を実施している。生活にお困りの際は、最寄りの福祉事務所や市町村役場へ相談してほしい。</p>

		い。
	6. 社会的孤立や孤独死の防止について	○地域住民の最も身近な存在として、相談や見守りなどの重要な役割を担っている民生委員・児童委員に対し、その活動に要する経費の交付や資質を高めるために必要な研修等を実施している。
	7. 移動困難者の対策をはかること	○市町村が主体的に運行する路線バスやデマンド型乗り合いタクシー事業により生じる経常損失額の一部について、県が独自に補助している。 全国で展開している様々な取り組みを調査し、各市町村のニーズに合った情報を提供するとともに、既存の県単独の補助制度を有効に活用することなどにより、交通弱者の支援に取り組む。
* 独自要求	* 健康で労働意欲のある高齢者の雇用を確保するため「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の実効性を高めるなど、高齢化の進展に対応してほしい。施策を講ずること	○高齢者が、多様な形態による就業を通じて社会参加を果たし、健康で生き生きと働き続けられる生涯現役社会を実現するため、高齢者の就業支援を行うシルバー人材センターを支援している。また、シニア生活・就業サポート事業として、ふくしま生活・就職応援センター郡山事務所にシニア就業支援2名を配置し、シニア世代を対象とした求人開拓、高齢者雇用の啓発、マッチング支援、セミナーを開催している。さらに、県内の1847事業者に対し、高齢者の雇用就業機会の拡大等を求める「雇用勸奨状」を送付し、企業への啓発活動も実施している。

県名	要求内容	回答内容
長崎	<p>1. 低所得高齢者、低所得高齢単身女性の住宅の確保について</p> <p>低所得高齢者、低所得高齢単身女性居住の継続が困難な状態にある低所得高齢者、低所得高齢単身女性が安心して暮らせる住居の確保を図ること。また、今年度から始まった「3世代同居・近居促進授業」の概要と利用状況について明らかにすること</p>	<p>○2017年10月「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、新たな住宅セーフティネット制度が創設された。大家が、高齢者、低額所得者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、長崎県、長崎市、佐世保市に登録申請を行い、登録された住宅については、インターネット上で一般に公開される。今後、長崎県居住支援協議会の会員でもある市町と共に、制度の周知、普及に努める。</p> <p>2016年度より実施している「長崎県3世代同居・近居促進事業」については、安心して子どもを育てることができる住まいと居住環境の形成促進を目的として、新たに3世代で同居・近居する場合の、住宅の取得、中古住宅のリフォームについて支援している。</p> <p>初年度の件数が32件にとどまったが、29年度は子育て世帯への周知を徹底した結果、11月末現在で146件の申請を受け付けており、今後とも制度の一層の周知に向け取り組んでいく。</p>
	<p>2. 生活困窮者自立支援法の実効性を高めること</p>	<p>○2015年4月から生活困窮者自立支援制度が施行され、県内全ての福祉事務所設置自治体が生活困窮者に対する相談窓口を開設し、自立に関する問題について情報の提供、助言</p>

		<p>等の支援を行っている。</p> <p>同制度の事業の一つとして、住居確保給付金があり、離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがあるものに対し、住居確保給付金を支給することによって、安定した住居の確保と自立を図っているが、この給付金は、65歳未満であって離職後2年以内であること、ハローワークに求職申し込みをしている者が支給対象となっている。</p>
* 独自要求	<p>* 高齢者の住宅関連事故防止について</p> <p>高齢者の住宅関連事故防止のため、高齢者居住安定確保計画におけるバリアフリー・安全型リフォーム支援を行うこと</p>	<p>○県営住宅においては、高齢者や子育て世帯に優しい住宅を供給するため、既存住棟にエレベーター、手すりの設置や段差解消を行う。2020年度までの県営住宅バリアフリー化率を56%とする目標を目指して取り組んでいる。</p>
* 独自要求	<p>* 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」について</p> <p>「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の実現にむけ、県民の意識改革や女性活躍推進(女性雇用・管理職登用等)など具体策を明らかにすること</p>	<p>○県民の意識改革については、毎年6月「男女共同参画週間」や11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間などにおける市町や団体等と連携した啓発活動のほか、広報紙や新聞等による広報・情報発信など実施している。女性の就労支援として、ライフステージに応じた就労相談、就職セミナー等を行っている。企業においては、「ながさき女性活躍推進会議と連携し、働きやすい職場環境づくりや女性登用促進等に向けた経営者セミナーなど実施している。また、県の建設工事入札参加資格審査における女性管理職割合に応じた加点などの評価を行っている。今後とも女性が自らの意思に応じて活躍できるよう取り組む。</p>

県名	要求内容	回答内容
千葉	1. 認知症高齢者に起因する損害について、発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策を検討すること	○認知症高齢者等に起因する事故等に関して、社会としてどのように備えていくかについては、国で議論されているところであり、国の動向を注視していく。
	2. 生活困窮者自立支援法（特に、対低所得高齢単身女性）の実効性について (1) 生活困窮者自立支援を地域と自治体全体の課題として位置づけ、当事者の権利保障のため確実な事業実施を図り、憲法 25 条の生存権保障の理念を守ること (2) 相談窓口の充実（相談窓口の周知、適正な相談員と配置、利用される相談時間と施設）を図り、就労支援、居場所づくりなど生活支援を強化すること	(1) 2015 年 4 月に生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）が施行され、各福祉事務所設置自治体では、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を提供するため、自立相談支援事業等の事業が義務付けられている。また、法は、就労準備支援事業等の事業を任意で実施できるものとしており、各自治体においては、地域の実情に応じて各種事業を実施している。 県では、生活困窮者に対する自立相談支援事業等を適切に実施していくとともに、各自治体に対しても事業の適正実施を働きかけていく。 (2) 法は福祉事務所設置自治体に対して、相談窓口の設置を義務付けているが、相談員の配置数や窓口の時間は、各自治体の実情に応じて、設定することとしている。県では、県内の相談窓口をホームページで紹介することに加え、広報を活用し周知していく。各自治体に対しても、住民にわかりやすく相談窓口を周知するよう働きかける。

<p>3. 社会的孤立や孤独死の防止について</p> <p>(1) 高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するため、地域社会におけるきめ細かな見守りや支え合いの体制整備を急ぐこと。その場合、地域包括ケアセンターや民生委員、町内会、自治会等をはじめ、ライフライン事業者（電気・ガス・水道等）民間事業者（郵便配達、新聞配達）などとの連携による効果的なネットワークを構築すること</p> <p>(2) 具体的な活動推進に当たっては、個人情報の共有を図ると共に、その取り扱いについては慎重を期すこと</p>	<p>○高齢者の見守りについては、市町村において住民・民間事業者などの様々な主体がそれぞれの役割分担のもと、連携して行われており、県で実施している「ちばSSKプロジェクト」の普及啓発とともに、高齢者の見守り体制の構築を支援していく。また、千葉県高齢者を地域で支えるネットワーク会議等を活用し、全県的な協力体制を整備する。こうした取組みを通じ、高齢者の孤立化を防ぐとともに、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進している。活動推進に当たっては、個人情報にパスワードを設定する等の管理を徹底させるなど、情報の共有と取り扱いに慎重を期している。</p>
<p>4. 移動困難者の対策をはかること</p> <p>(1) 公共交通サービスの衰退に加え、病気、高齢等のため自動車の運転が困難になり買い物や通院など日常生活において、大きな困難に直面している人が少なくない。これらの移動困難者に対し、地域の実状に応じた対策を講じること</p> <p>(2) 利用者利便の向上のため、警察・交通事業者等と連携して、諸施設のバリアフリー化とシームレス化を実現し、切れ目のない移動支援に取り組むこと</p>	<p>○2017年度6月補正予算案において、高齢者や障がい者など、移動に困難を伴う人の交通手段の確保充実を図るため、高齢者等がより円滑に安心して移動できる福祉タクシーの導入を促進する「福祉タクシー導入促進事業」の予算を計上した。また、県では、国や市町村と連携し、鉄道駅のエレベーター等の設置やノンステップバスの導入等に対する補助を行い、公共交通によるバリアフリー化を促進している。</p>

県名	要求内容	回答内容
宮城	1. 安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるようにすること	
	2. 高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所できるようにすること	
* 独自要求	3. 安心して暮らせる居住の場を確保すること * 低所得・要介護（要支援）高齢者が安心して暮らせる場を確保するため、養護老人ホームの施設整備と機能強化、職員配置を改善すること。また、「一般財源化」以降顕著になった「措置控え」によって「定員割れ」を生じている養護老人ホームについて、利用者の必要性に対応する適正な入所措置を行うこと	○ 低所得・要介護（要支援）高齢者が安心して暮らせる場の確保については、養護老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）の整備に対し補助金交付金等の支援を行うなど、必要な対応を図っている。また、養護老人ホームの入所措置については、国の指針に基づき市町村が実施しているところであり、県としても必要な助言や情報提供を行って行く。
	4. 認知症患者及び家族が安心して暮らせる生活支援を推進すること	○ 2016年3月に愛知県大府市で発生した認知症高齢者の事故に係る最高裁判決の例については、今後認知症高齢者が増えていく中で、認知症の人を社会全体で支える仕組みの必要性を改めて認識した。 県としても「第6期みやぎ高齢者元気プラン」に基づき、生活環境の変化に順応しにくいとされる認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域全体で見守り、支える仕組み作りを進めている。具体的には、警察と市町村の連携による見守り SOS ネットワークシステ

		<p>ムの推進や認知症の正しい理解の促進のため、市町村等が行う認知症サポーターの養成やその活動支援、また、認知症介護家族への支援として、相談事業や認知症カフェの普及啓発などに引き続き取り組む。なお、家族の賠償責任については、今後、国の動向を見極め、必要に応じ国への要望を検討して行く。</p>
	5. 生活困窮者自立支援法の実効性を高めること	
	6. 社会的孤立や孤独死の防止について	
* 独自要求	<p>7. 移動困難者の対策をはかること</p> <p>* 宮城県として、34 市町村が設置している「地域公共交通会議」の開催を働きかけ、地域の特性や住民のニーズに反映した交通体系の構築のため、広域的な視点からの助言を引き続き行うこと</p> <p>* 交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障害者の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置づけ、地域公共交通の充実・整備を支援すること</p>	<p>○地域公共交通は、常に利用者の利便向上を求められる一方で、その運行の維持のため、事業の収益性と効率性の向上も求められている。県内市町村で、「地域公共交通会議」において、交通事業者・住民・自治体の合意の下、地域環境の変化や住民ニーズに合わせ、住民バスの路線や運行形態等の見直しを随時行い、持続可能な交通体系の構築を図っている。県として、構成員として引き続き参加し、広域的な視点から情報提供や助言を行い、市町村の取り組みを支援して行く。交通政策基本法においては、まちづくりと一体となった公共交通ネットワークの維持や少子高齢化の進展を踏まえたバリアフリー化をはじめとする交通の利便性向上などを基本施策と定めており、市町村が中心となり、まちづくりと連携した面的な交通ネットワークの再構築を推進して行く。</p>

県名	要求内容	回答内容
岐阜	1. 安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるようにすること	
	2. 高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所できるようにすること	
	3. 安心して暮らせる居住の場を確保すること	<p>○県営住宅においては、入居を希望する60歳以上の高齢者世帯に対し、優先入居枠を設定し、抽選における当選率を一般の入居者よりも有利に取り扱っている。また、低所得者世帯に対しては、負担可能な家賃等で入居できるように、入居時の収入基準の緩和を行っている。さらに、バリアフリー化した県営住宅を対象に、一般募集とは別枠の「高齢者用住居枠」を募集することで、高齢者世帯が入居しやすい環境を整備している。</p>
	4. 入居に当たって「身元保証人」や「身元引受人」等がない場合、必要な支援や手助けを行う支援事業を市町村と連携しとりくむこと	<p>○2017年10月25日から開始された「新たな住宅セーフティネット制度」では、高齢者等の住宅への入居支援等を行なう法人を「居住支援法人」として県が指定できることとなっている。「居住支援法人」は、入居者の家賃債務保証を行うことが条件となっていることから、県としては「居住支援法人」の指定を行うことで、「身元保証人」や「身元引受人」のいない高齢者等の民間賃貸住宅等への入居を支援していく。</p>

	5. 認知症患者及び家族が安心して暮らせる生活支援を推進すること	
	6. 生活困窮者自立支援法の実効性を高めること	
	7. 社会的孤立や孤独死の防止について	
* 独自要求	* 低所得高齢者が安心して暮らせるよう、地域包括支援センターとの連携強化を図られたい	○地域包括支援センターでは、低所得高齢者が安心して暮らせるよう、総合相談や見守りなど実施している。今後もこのような取り組みを継続するほか、住宅確保については、公営住宅担当部署とも連携が図れるよう、県として情報提供などの支援をしていく。

県名	要求内容	回答内容
徳島	1. 安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるようにすること	○高齢者等の消費者被害を防止するには、相談体制の整備に加え、消費者に身近な地域の関係機関が連携し、地域ぐるみで消費者被害を防ぐ、見守りネットワークの構築が重要である。現在、消費者庁の「新オフィス」と連携・協力し、「現場の実情」を十分踏まえた「地域特性を生かしたネットワーク構築」ができるよう全ての市町村を訪問し、具体的な協議・調整を行っている。また、県も、2019年度までに、全ての市町村でのネットワーク構築を図りたいと考えており、警察や消費者協会、社会福祉協議会、宅配事業者等の協力を得て、「とくしま消費者安全・見守りネットワーク」を年内に設置し、各市町村での取り組みを協力的にサポートするとともに、高齢者の被害防止に努めて行く。
	2. 高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所できるようにすること	○県立病院において、患者の治療を優先し、身元保証人等の有無による入院拒否は行っていない。一方、介護保険施設では、入所契約時に身元保証人を求めるのが通常で、身元保証人の有無が入所を拒否する正当な理由に該当しないことについて、施設関係者の間で周知の事実である。
	3. 安心して暮らせる居住の場を確保すること	○所得が少なく、住宅に困窮されている方に対しては、廉価な家賃で住宅を供給する県営住宅がある。県営住宅の入居募集については、年4回の定期募集を行っており、空き状況により募集戸数等の違いがある。さらに2017年11月か

		<p>らの新たな取り組みとして、年4回の定期募集で申し込みのなかった住戸を対象に随時募集を試行的に運用しており、住宅困窮者が速やかに県営住宅に入居できる機会を増やしている。「地域包括支援センター」の機能強化を図るために、関係職員の研修の開催や、圏域別にセンター間や医療職等多職種で情報交換する場を設け、連携強化及び関係職員の資質の向上を図るとともに、地域ケア会議の普及・定着を図るための広域支援員や専門職の派遣等行っており、高齢化の進行、相談件数の増加や地域包括支援センターに求められる役割を勘案しながら、機能強化を支援していく。</p>
	<p>4. 認知症患者及び家族が安心して暮らせる生活支援を推進すること</p>	<p>○認知症初期集中支援チームの設置についてはもチームに必要な医療・介護の専門職の要請及び、チーム医を要請しており、特にチームの設置にあたり課題となっている認知症サポート医の確保等について、市町村からの相談に応じ、2018年4月までの全市町村設置に向けて支援を行う。また、認知症地域支援推進員の設置に関しては2016年度より、県内の推進員や推進員予定者を対象とした「認知症地域支援推進員ネットワーク研修」を行い、2018年4月までの全市町村設置に向けて支援を行っていく。</p>
	<p>5. 生活困窮者自立支援法の実効性を高めること</p>	<p>○県福祉事務所が所管する16町村部においては、県社協、町村社協の協力のもと、全ての町村に相談窓口を設置して、住民が居住する身近な地域において相談できる体制を取っ</p>

		ている。
	6. 社会的孤立や孤独死の防止について	○県は、2012年1月ひとり暮らし高齢者等ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常業務において、地域の住民とふれあう民間事業者7団体との間で「高齢者等の見守り活動に関する協定」を締結した。さらにこの7団体に加え、「移動スーパー」という形で、ひとり暮らし高齢者等を定期的に訪問し、安否を確認してくれる団体や、高齢者の暮らしに密着した金融機関なども加わり、現在19団体と協定を締結している。
	7. 移動困難者の対策をはかること	○コミュニティバスの運行やデマンド交通の導入など、地域の実情に応じて柔軟・多様な方法により地域公共交通の確保・維持に取り組む市町村に対し支援を行っている。県警察本部においては、運転免許を自主返納した高齢者に対し、「自動車の運転卒業支援」としてタクシーや自治体バスの運賃割引等各種施策を講じている。

県名	要求内容	回答内容
新潟	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるようにすること 2. 高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所できるようにすること 3. 安心して暮らせる居住の場を確保すること 4. 認知症患者及び家族が安心して暮らせる生活支援を推進すること 5. 生活困窮者自立支援法の実効性を高めること 6. 社会的孤立や孤独死の防止について 7. 移動困難者の対策をはかること 	<p>○県として各市町村と連携して行く。また、すでに実施しているが庁舎内の連携にも強めていく。</p>
* 独自要求	<p>* 各市町村の介護保険事業計画の策定にあたっては、地域包括ケアシステムとの整合性が図られるよう支援・調整すること</p>	<p>○6期の計画は2015年から2017年の策定は終わり、現在は7期の策定に入っている。引き続き県として、各市町村の支援をして行く。</p>
* 独自要求	<p>* 各市町村の「医療・介護総合確保基金（介護分）の活用計画・執行状況を明確にすること</p>	<p>○各市町村で作成している。2016年度は15億の決算だった。</p>
* 独自要求	<p>* 各市町村の地域包括支援センターの機能強化を図るため、直営による基幹型センターを設置し、医療・介護・住宅・福祉などの施策連携による総合的な支援機能を強化するようにすること</p>	<p>○全市町村で121か所ある。自治体直営と委託がある。残念ながら複数あるところもあるが、自治体として全体を把握している。</p>

* 独自要求	* 医療計画の改定・執行にあたっては、市町村が積極的にかかわるようにし、市民参画のもと透明性をもって、患者の権利と超高齢社会への適応を両立させる計画にすること	改定作業を実施しているところであり、関係団体から参画していただいている。
* 独自要求	* 新しい国保制度 県が財政運営の責任主体となる新しい国保制度の施行に向け、市町村と連携し、円滑に移行できるよう取り組むこと	2016 年は市町村と会議を開催しているところでもある。今後、市町村は徴収事務が主となる。掛け金の格差が気になるが暫定処置を設け、急激な変更とならないようにして行く。